

【地域密着型サービス 共通】

変更届出が必要な場合及び添付書類一覧

	変更内容	添付書類	提出期限
1	事業所（施設）の名称	1 運営規程	変更後10日以内
2	事業所（施設）の所在地	1 運営規程 2 建物の平面図【参考様式あり】 (建物が自己所有でない場合は賃貸借契約書の写し)	事前協議必要
3	申請者（開設者）の名称、 主たる事務所の所在地	1 法人の登記簿の写し	登記完了後速やかに
4	代表者の氏名、生年月日及 び住所	代表者を変更した場合 1 法人の登記簿の写し 2 代表者の経歴書（研修修了証の写し添付） (小規模多機能型居宅介護・認知症対応型共同生活介護の場合：認知症対応 型サービス事業開設者研修修了証の写し ※代表交代時は、半年後又は次 回研修日程のいずれか早い日までに修了すればよい) 3 誓約書【参考様式あり】	登記完了後速やかに
		代表者が氏名・住所を変更した場合 1 免許証、住民票の写し等変更後の住所・氏名が確認できるもの	変更後10日以内
5	登録事項証明書又は条例 等(当該事業に関するもの に限る。)	1 登記事項証明書・条例等の写し	登記完了後速やかに
6	事業所（施設）の建物の構 造、専用区画等	1 建物の平面図等【参考様式あり】 (建物が自己所有でない場合は賃貸借契約書の写し)	事前協議必要
7	事業所の管理者の氏名、生 年月日及び住所	管理者を変更した場合 1 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（変更後の月のもの） 【参考様式あり】 2 管理者の経歴書【参考様式あり】（研修修了証の写し添付） (認知症対応型通所介護・小規模多機能型居宅介護・認知症対応型共同生活 介護の場合：認知症対応型サービス事業管理者研修修了証の写し)	変更後10日以内
		管理者が氏名・住所を変更した場合 1 免許証、住民票の写し等変更後の住所・氏名が確認できるもの	
8	運営規程	従業者の職種、員数及び職務の内容に変更がある場合 1 運営規程（新旧双方のもの） 2 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表【参考様式あり】 3 事業所の指定に係る記載事項【当該サービスの付表】	変更後10日以内 利用定員の変更につ いては事前協議必要
		上記以外の場合 1 運営規程（新旧双方のもの）	
9	地域密着型介護サービス 費の請求に関する事項	1 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ※ 上記を提出することにより変更届は省略可 2 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 3 算定要件に該当していることが確認できる書類	

	変更内容	添付書類	提出期限
10	小規模多機能型居宅介護・認知症対応型共同生活介護・地域密着型介護老人福祉施設の場合 協力医療機関（病院）・協力歯科医療機関	1 協力医療機関等との契約書の写し	変更後10日以内
11	小規模多機能型居宅介護・認知症対応型共同生活介護の場合 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連携・支援体制	1 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連携・支援体制の概要がわかる資料	変更後10日以内
12	地域密着型介護老人福祉施設の場合 本体施設、本体施設との移動経路等	1 本体施設の概要、移動経路等がわかるもの	変更後10日以内
13	地域密着型介護老人福祉施設の場合 併設施設の状況等	1 併設施設の概要がわかる資料	変更後10日以内
14	小規模多機能型居宅介護・認知症対応型共同生活介護・地域密着型介護老人福祉施設の場合 介護支援専門員の氏名及びその登録番号 （認知症対応型共同生活介護の場合、介護支援専門員でない計画作成担当者を変更した場合を含む）	介護支援専門員を変更した場合 1 従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表【参考様式あり】 2 計画作成担当者の経歴【参考様式あり】（研修修了証の写し添付） （小規模多機能型居宅介護の場合：小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修修了証の写し、認知症対応型共同生活介護の場合：「認知症介護実践者研修」修了証の写し又は「実務者研修基礎課程」修了証の写し） 3 当該事業所に勤務する介護支援専門員一覧【参考様式あり】 4 介護支援専門員証の写し 介護支援専門員が住所・氏名を変更した場合 1 免許証、住民票の写し等変更後の住所・氏名が確認できるもの	変更後10日以内

注意事項

- 1 運営規程については、変更前の運営規程と変更後の運営規程の双方の提出が必要です。また、変更箇所がわかるように新旧対照表を添付してください。なお、変更前と変更後の運営規程それぞれに変更箇所がわかるように線等が引いてあれば、新旧対照表の作成は省略して構いません。
- 2 運営規程の内容のうち「従業者の職種、員数及び職務の内容」については、変更の都度、届出を行う必要はなく、その届出は、年1回4月に行うこととしてください。なお、この場合、「事業所の指定に係る記載事項【付表】」の提出が必要となりますので、ご注意ください。